

騒音規制区域と基準値

	騒音に係る環境類型	基準		特定工場等に係る区域区分	基準			特定建設作業に係る区域区分	基準					自動車騒音に係る区域区分	基準										
									大きさ	作業時間	延べ作業時間	連続作業期間	日曜・休日の作業												
第1種低層住居専用地域	類型A	昼間	夜間	第1種区域	昼間	朝・夕	夜間	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号の区域	85dB	7時 ～ 19時	10時間以内	連続6日以内	禁止	a区域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域		幹線交通を担う道路に隣接する空間								
第2種低層住居専用地域					50dB	45dB	45dB								昼間	夜間	昼間	夜間	70dB	65dB					
第1種中高層住居専用地域		55dB	45dB	第2種区域	昼間	朝・夕	夜間								60dB	55dB	2車線以上の車線を有する道路に面した地域	b区域			昼間	夜間			
第2種中高層住居専用地域					55dB	45dB	55dB								50dB	45dB			65dB	60dB	昼間	夜間			
第1種住居地域		類型B	昼間	夜間	第3種区域	昼間	朝・夕								夜間	除外	除外	除外	除外	除外	c区域	車線を有する道路に面する地域		70dB	65dB
第2種住居地域			55dB	45dB		65dB	60dB								50dB							65dB	60dB		
近隣商業地域	類型C	昼間	夜間	第3種区域	昼間	朝・夕	夜間	除外	除外	除外	除外	除外	c区域	車線を有する道路に面する地域		70dB	65dB								
商業地域		60dB	50dB		65dB	60dB	50dB							65dB	60dB			昼間	夜間						
準工業地域					65dB	60dB	65dB							60dB	50dB			65dB	60dB	昼間	夜間				
工業専用地域	除外	除外	除外	除外	除外	除外	除外	除外	除外	除外	除外	除外	除外	除外	除外	除外	除外								
備考		昼間 午前6時～午後10時 夜間 午後10時～午前6時			昼間 午前8時～午後7時 朝 午前6時～午前8時 夕 午後7時～午後9時 夜間 午後9時～午前6時 ※第2種及び第3種区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園及び介護老人保健施設の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準値は、5dBを減じた値とする。			(適用除外) 1 災害非常事態緊急作業 2 生命身体危険防止作業 3 鉄軌道正常運行確保作業 4 道路法による夜間指定 5 道交法による夜間指定	(適用除外) 1 災害非常事態緊急作業 2 生命身体危険防止作業 3 鉄軌道正常運行確保作業 4 変電所の変更工事での安全確保作業 5 道路法による夜間指定 6 道交法による夜間指定	(適用除外) 1 災害非常事態緊急作業 2 生命身体危険防止作業 3 鉄軌道正常運行確保作業 4 変電所の変更工事での安全確保作業 5 道路法による夜間指定 6 道交法による夜間指定			昼間 午前6時～午後10時 夜間 午後10時～午前6時	幹線交通: 県道以上及び4車線以上の市道 昼間 午前6時～午後10時 夜間 午後10時～午前6時											

振動規制区域と基準値

	特定工場等に 係る区域区分	基 準		特定建設作業に 係る区域区分	基 準				道 路 交 通 振 動 係 る 区 域 区 分	基 準		
		昼間	夜間		大 き さ	作 業 時 間	延 べ 作 業 時 間	連 続 作 業 期 間		日 曜 ・ 休 日 の 作 業	昼 間	夜 間
第1種低層住居専用地域	第1種区域	昼間	夜間	振動規制法施行規則別表第一の付表の一号の区域	75dB	7時 ～ 19時	10時間 以内	連続 6日 以内	禁止	第1種区域	昼間	夜間
第2種低層住居専用地域		60dB	55dB								65dB	60dB
第1種中高層住居専用地域												
第2種中高層住居専用地域												
第1種住居地域												
第2種住居地域												
近隣商業	第2種区域	昼間	夜間	除外	除外	除外	除外	除外	第2種区域	昼間	夜間	
商業地域		65dB	60dB							70dB	65dB	
準工業地域												
工業専用地域	除外	除外		除外	除外	除外	除外	除外	除外	除外		
備 考		昼間 午前8時～午後7時 夜間 午後7時～午前8時 ※学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園及び介護老人保健施設の敷地の周囲50mの区域内における規制基準値は、5dBを減じた値とする。				(適用除外) 1 災害非常事態緊急作業 2 生命身体危険防止作業 3 鉄軌道正常運行確保作業 4 道路法による夜間指定 5 道交法による夜間指定	(適用除外) 1 災害非常事態緊急作業 2 生命身体危険防止作業	(適用除外) 1 災害非常事態緊急作業 2 生命身体危険防止作業 3 鉄軌道正常運行確保作業 4 変電所の変更工事での安全確保作業 5 道路法による夜間指定 6 道交法による夜間指定		昼間 午前8時～午後7時 夜間 午後7時～午前8時		